



過去14日以内に、英国、南アフリカ共和国、ブラジル、アラブ首長国連邦、イタリア、オーストリア、スイス、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、ベルギー、エストニア、チェコ、ハンガリー、ルクセンブルク、レバノン、ウクライナ、フィリピン、カナダ（オンタリオ州）、スペイン、アメリカ（対象州のみ※）、ペルー、アイルランド、オランダ、ギリシャ、フィンランド、フランス、ポーランド、ヨルダン、カザフスタン、チュニジア、タイに滞在歴のある
入国者の皆様へ

※アメリカにおける対象州

テネシー州、フロリダ州、ミシガン州、ミネソタ州、アイオワ州、アイダホ州、アリゾナ州、オクラホマ州、オレゴン州、カリフォルニア州、コネチカット州、コロラド州、デラウェア州、ニューヨーク州、ネバタ州、ネブラスカ州、メイン州、モンタナ州、ロードアイランド州

○ 過去14日以内に上記国・地域に滞在歴のある入国者は、**入国時の検疫で以下の措置が必要です。**

① **検査証明書の提出**

- 出国前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、医療機関又は検査機関から「陰性」を証明する検査証明書を取得し、入国時に検疫官に提出又は提示してください。

② **検疫所が確保する宿泊施設での待機と検査の実施**

- 空港で検査を受けていただき、結果が陰性と判定された場合でも、入国後、検疫所が確保する宿泊施設において待機していただきます。（検疫官の指示に従わない場合は、検疫法に基づく停留の措置をとる場合があります。）
- **入国後3日目**（入国日は含まれません）に再度検査を受けていただき、陰性と判定された場合には、宿泊施設を退所していただきます。宿泊施設退所後も、入国後14日間は自宅等で待機していただきます。

③ **誓約書の提出**

- 入国後14日間の自宅等での待機、公共交通機関の不利用、メール等での健康フォローアップ、地図アプリ機能等による位置情報の保存、入国者健康確認センターから位置情報の提示を求められた場合には応ずること、接触確認アプリの利用等について誓約書を提出してください。
- 誓約に違反した場合は、氏名（外国人の場合は氏名及び国籍）や感染拡大の防止に資する情報が公表されることがあります。外国人の場合は出入国管理法に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となる場合があります。

※タイ、アメリカ（アイオワ州、アイダホ州、アリゾナ州、オクラホマ州、オレゴン州、カリフォルニア州、コネチカット州、コロラド州、デラウェア州、ニューヨーク州、ネバタ州、ネブラスカ州、メイン州、モンタナ州、ロードアイランド州）に滞在歴がある方については、令和3年6月4日午前0時（日本時間）から、上記の措置が適用されます。

イスラエル、スロバキアに滞在歴がある方については、令和3年6月4日午前0時（日本時間）まで、上記の措置が適用されます。